ｂ　山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行し、瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの間のいずれかの流出するインターチェンジの料金所を通行する。ただし、中型車、大型車及び特大車の山陽自動車道から連続して通行し、与島パーキングエリアを経由して瀬戸中央自動車道の児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は高松自動車道から連続して通行し、与島パーキングエリアを経由して坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出する通行を除く。

③　西瀬戸自動車道

西瀬戸自動車道の西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入又は流出し、かつ、流入又は流出するインターチェンジの料金所を通行する。

(ﾛ)　割引率

①　次の通行をする場合、料金の割引率は、50パーセントとする。

ａ　午前０時から午前４時までの間の通行について（(ｲ)①ｂ及び同②ｂに定める通行をする場合は、午前０時から午前５時までの間の通行について）

ｂ　午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間の通行について（(ｲ)①ｂ及び同②ｂに定める通行をする場合は、午前６時から午前10時までの間又は午後５時から午後９時までの間の通行について）

ただし、ａの通行の場合、(ｲ)①ａ(e)又は同ｂ(c)に定める通行をする場合の通行区間と(ｲ)①ａ(b)、同ａ(c)、同ａ(f)、同ｂ(b)又は同ｂ(d)に定める通行をする場合の神戸淡路鳴門自動車道の淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間に該当しない通行区間について、料金の割引率は、30パーセントとする。

②　次の通行をする場合、料金の割引率は、30パーセントとする。

ａ　午前４時から午前６時までの間又は午後10時から午前０時までの間の通行について（(ｲ)①ｂ及び同②ｂに定める通行をする場合は、午前４時から午前７時までの間又は午後10時から翌午前１時までの間の通行について）

ｂ　午前９時から午後５時までの間又は午後８時から午後10時まで間の通行について（(ｲ)①ｂ及び同②ｂに定める通行をする場合は、午前９時から午後６時までの間又は午後８時から午後11時までの間の通行について）

ただし、ａの通行の場合、(ｲ)①ａ(a)、同ａ(d)又は同ｂ(a)に定める通行をする場合の通行区間と(ｲ)①ａ(b)、同ａ(c)、同ａ(f)、同ｂ(b)又は同ｂ(d)に定める通行をする場合の神戸淡路鳴門自動車道の淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間について、料金の割引率は、50パーセントとする。

なお、①又は②の何れの通行の場合においても、中型車、大型車及び特大車については、(ｲ)①ａ(f)又は同ｂ(d)に定める通行をする場合は、神戸淡路鳴門自動車道の鳴門インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間を除く。

(ﾊ)　実施期間

平成21年12月26日及び平成21年12月27日とする。

(ﾆ)　神戸淡路鳴門自動車道の対象インターチェンジ

①　神戸西インターチェンジから垂水インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

②　淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

③　鳴門北インターチェンジ及び鳴門インターチェンジ。

3(3)ニを次のとおり改める。

ニ　割引相互間の適用関係

特別措置期間における割引相互間の適用関係に係る２の(3)のノの適用については、

「(ｲ)　障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対してこれらの割引を適用する。

(ﾛ)　平日夜間割引(Ⅰ)(Ⅲ)、平日深夜割引(Ⅰ)(Ⅲ)、休日深夜割引、休日昼間割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引、西瀬戸自動車道連続利用割引(Ⅰ)(Ⅲ)、路線バス割引、休日バス割引、平成21年度お盆期間特別割引(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)、平成21年度年末年始期間特別割引(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)、大口・多頻度割引、ＥＴＣ前納割引又はマイレージ割引の適用の順は次のとおりとし、適用の同一順内の割引は重複適用しない。

適用の順	割引の種類
1	平日夜間割引(Ⅰ)(Ⅲ)、平日深夜割引(Ⅰ)(Ⅲ)、休日深夜割引、休日昼間割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引、西瀬戸自動車道連続利用割引(Ⅰ)(Ⅲ)、平成21年度お盆期間特別割引(Ⅰ)(Ⅲ)又は平成21年度年末年始期間特別割引(Ⅰ)(Ⅲ)
2	路線バス割引、休日バス割引、平成21年度お盆期間特別割引(Ⅲ)又は平成21年度年末年始期間特別割引(Ⅲ)
3	大口・多頻度割引、ＥＴＣ前納割引又はマイレージ割引

(ﾊ)　一の通行が、平日夜間割引(Ⅰ)(Ⅲ)、平日深夜割引(Ⅰ)(Ⅲ)、休日深夜割引、休日昼間割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引、平成21年度お盆期間特別割引(Ⅰ)(Ⅲ)又は平成21年度年末年始期間特別割引(Ⅰ)(Ⅲ)のうち２以上の割引適用条件に該当する自動車の場合、各々の割引適用後の通行料金が最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

(ﾆ)　平日夜間割引(Ⅰ)(Ⅲ)、平日深夜割引(Ⅰ)(Ⅲ)、休日深夜割引、平日昼間割引、平日通勤割引、平成21年度お盆期間特別割引(Ⅲ)又は平成21年度年末年始期間特別割引(Ⅲ)の適用後の額に、路線バス割引、休日バス割引、平成21年度お盆期間特別割引(Ⅲ)又は平成21年度年末年始期間特別割引(Ⅲ)が適用される場合に、割引適用後の額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り上げ１円単位とする。」

とあるのは、

「(ｲ)　障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引、ＥＴＣ前納割引又はＥＴＣ特別割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対してこれらの割引を適用する。

(ﾛ)　平日夜間割引(Ⅰ)(Ⅲ)、平日深夜割引(Ⅰ)(Ⅲ)、休日深夜割引、休日昼間割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引、西瀬戸自動車道連続利用割引(Ⅰ)(Ⅲ)、路線バス割引、休日バス割引、平成21年度お盆期間特別割引(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)、平成21年度年末年始期間特別割引(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)、大口・多頻度割引、ＥＴＣ前納割引又はマイレージ割引の適用の順は次のとおりとし、適用の同一順内の割引は重複適用しない。

適用の順	割引の種類
1	平日夜間割引(Ⅰ)(Ⅲ)、平日深夜割引(Ⅰ)(Ⅲ)、休日深夜割引、休日昼間割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引、西瀬戸自動車道連続利用割引(Ⅰ)(Ⅲ)、平成21年度お盆期間特別割引(Ⅰ)(Ⅲ)又は平成21年度年末年始期間特別割引(Ⅰ)(Ⅲ)
2	路線バス割引、休日バス割引、平成21年度お盆期間特別割引(Ⅲ)又は平成21年度年末年始期間特別割引(Ⅲ)
3	大口・多頻度割引、ＥＴＣ前納割引又はマイレージ割引

(ﾊ)　ＥＴＣ特別割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、ＥＴＣ前納割引、マイレージ割引、大口・多頻度割引、路線バス割引又は障害者割引に限るものとし、ＥＴＣ特別割引を適用した後の金額（障害者割引を受ける自動車がＥＴＣ特別割引を重複して受ける場合には、障害者割引を適用した後の金額にＥＴＣ特別割引を適用した後の金額をいう。）に対してＥＴＣ前納割引、マイレージ割引、大口・多頻度割引又は路線バス割引を適用し、西瀬戸自動車道連続利用割引(Ⅰ)(Ⅲ)については本割引を適用した後の金額に対してＥＴＣ特別割引を適用する。